

加算金がかかる場合について・・・事業所税の申告と納付は正しくお早めに

事業所税の申告納付期限は、個人の納税者の方は原則として翌年3月15日、法人の納税者の方は事業年度終了の日から2カ月を経過する日になっています。申告納付期限までに申告のない場合や、申告漏れのある場合には、延滞金のほかに加算金がかかりますのでご注意ください。

1. 申告納付期限後の申告及び申告をしなかった場合 (不申告加算金)

納税者の方が申告納付期限後に申告した場合や、申告書の提出がなかったために、市長が調査に基づき課税標準額及び税額を決定した場合は、原則として納付すべき税額の15%が不申告加算金としてかかります。

ただし、その税額が50万円を超える場合には、その超える部分の税額に対する不申告加算金の割合は20%になります。

なお、申告納付期限後であっても市長による決定があることを予知することなく、自主的に申告した場合には、不申告加算金の割合は5%となりますので、できるだけ早く申告してください。

(地方税法第701条の61第2項、第3項及び第5項)

2. 申告漏れがあった場合 (過少申告加算金)

納税者の方が申告納付期限内に申告した場合において、その申告した税額が過少であるため修正申告をした場合や、市長が調査に基づき税額を更正した場合は、修正申告等により増加した税額の10%が過少申告加算金としてかかります。

ただし、修正申告等により増加した税額が、申告納付期限内に申告した税額または50万円のいずれか高い方の金額を超える場合には、その超える部分に対する過少申告加算金の割合は15%となります。

なお、市長による更正があることを予知することなく、自主的に修正申告をした場合は、過少申告加算金はかかりませんので、当初の申告に誤りが判明した際は、できるだけ早く修正申告をしてください。

(地方税法第701条の61第1項)

計算例 ●申告税額80万円の方が、申告納付期限後に申告した場合

	不申告加算金の算定	不申告加算金の額
申告納付期限後に申告した場合 (下記の場合を除く) または 市長から決定を受けた場合	・税額が50万円までの部分 500,000円×15%=75,000円 ・税額が50万円を超える部分 300,000円×20%=60,000円	135,000円
市長から決定があることを予知することなく自主的に申告した場合	800,000円×5%=40,000円	40,000円

計算例 ●200万円申告する必要があった方が、当初80万円しか申告していなかった場合

	修正申告等により増加した税額	過少申告加算金の算定	過少申告加算金の額
修正申告をした場合 (下記の場合を除く) または 市長から更正を受けた場合	200万円-80万円 =1,200,000円	・増加した税額が80万円(※)までの部分 800,000円×10%=80,000円 ・増加した税額が80万円(※)を超える部分 400,000円×15%=60,000円	140,000円
市長から更正があることを予知することなく自主的に修正申告をした場合		-	-
※当初申告した税額(80万円)または50万円のいずれか高い方の額			

(注1) 過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて35%相当額の重加算金が、不申告加算金に代えて40%の重加算金がかかります。(地方税法第701条の62)

(注2) 【加算金の加重措置について(平成29年1月1日施行)】過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金(市長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る)又は隠蔽・仮装に基づく修正申告等により重加算金を課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金(市長による更正又は決定があることを予知して申告書の提出がされたものに限る)又は重加算金を課されることとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。(地方税法第701条の61第4項・第701条の62第3項)